# 行動計画

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第8条に基づき、次のとおり一般事業主行動計画を策定する。

- 1. 計画期間 令和4年10月1日~令和9年9月30日までの5年間
- 2. 目標と取組内容

### 目標① 社員に占める女性の割合3%以上を継続する

≪取組内容≫

令和 4 年 10 月~

女性が活躍する職場であることを採用活動で積極的に紹介するとともに、キャリア形成 や能力開発を促す研修を行い、女性が活躍しやすい職場風土を醸成する。

### 目標② 女性の活躍推進のために必要な職場環境を整備する

≪取組内容≫

令和 4 年 10 月~

女性社員が就労可能な環境(更衣室、休憩室等)の整備を推進する。

#### 目標③ 仕事と育児・介護の両立支援制度の活用を推進する

≪取組内容≫

令和 4 年 10 月~

社内支援制度の周知を実施し、ライフスタイルの変化に柔軟に対応できる職場環境の整備を推進する。

#### 目標④ 有給休暇取得率80%以上を継続する

≪取組内容≫

令和 4 年 10 月~

有給休暇・特別休暇等の計画的取得促進により、メリハリの利いた働き方を推進する。

# 情報公表

①働きがいに関する実績

労働者に占める女性労働者の割合 (令和5年度実績) 全体:4.28%(総合職:2.19%・準総合職:87.5%)

②働きやすさに関する実績

労働者の一月当たりの平均残業時間 (令和5年度実績)

11.3時間

③男女賃金の差異(公表日:令和6年6月5日)

	男女賃金の差異
	(男性の賃金に対する女性の賃金の割合)
全労働者	67.8%
正社員	72.6%
パート・有期社員	_

対象期間:令和5年度(令和5年4月1日~令和6年3月31日)

賃金:本給、各種手当、賞与等を含み、通勤手当を除く。

正社員: 社外、当社への出向者を除く。

パート・有期社員:再雇用者(女性該当なし)